

平成30年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立リサイクルセンター学習プラザ
所在地	八尾市曙町二丁目11番地
所管課	経済環境部環境施設課

指定管理者	名 称 特定非営利活動法人グラウンドワーク八尾 代表者 梶田 安彦 住 所 八尾市本町五丁目1番3号 グランフェル八尾301
指定期間	平成28年 4月 1日 ～ 平成33年 3月31日（5年間）

1. 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
スタッフの来館者への対応が丁寧であり、好印象である。 リサイクル体験工房教室やイベントにおいて、指定管理者のノウハウを活かし、参加者の視点に立った多様なメニューが提供され、かつ実施手法にも工夫が見られる。 SNSやホームページの活用、パンフレット、チラシの配布、また、様々な会議の場に参加し、多くの方に直接施設利用を呼びかけるなど、積極的な情報発信に努めている。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・調査対象 施設利用者 ・調査時期 平成30年11月 1日～12月28日 ・調査方法 施設内で利用者に対し直接配布・回収 ・回答状況 600人に配布し、461人分回収（回収率76.8%） ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） スタッフの対応については、91.3%が「満足」あるいは「やや満足」との回答であった。また、体験工房教室及び各種イベントの内容については、81.4%が「満足」あるいは「やや満足」との回答であった。	S

2. 公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
環境問題に対する市民の関心と理解を深めるための拠点施設として、市民協働の取り組みを推進しており、めぐるサポーター（市民ボランティア）を運営上においてもうまく機能させている。 市内全小学校（28校）の社会見学を全校達成できた。学習内容についても、先生方からも好意的な意見が多く聞かれた。	S

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
危機事態発生時の対処マニュアルを整備するだけでなく、リサイクルセンター（工場棟）と連携し、来館者も参加する消防訓練を実施するなど、利用者の安全確保を図るための対策がなされている。 施設の保守管理業務、清掃業務等について、仕様書どおり適切に実施されている。 照明や空調設備使用の適正管理を徹底するなど、コスト縮減に取り組んでいる。	S

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
収支計画に沿った内容で、適正に運営が図られている。 所管部署への報告が密に行われており、情報の共有化が図られている。 他市の環境啓発施設の視察研修を始め、スタッフの資質向上を図るための研修を定期的に行うなど、安定した施設運営のための取り組みがなされている。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
環境問題に対する市民の関心と理解を深めるための拠点施設として、積極的な取り組みを行っており、報告書等も期間内に提出されている。 利用料金の取扱いや個人情報等の保護について、適切に管理されている。	S

【総合評価】

	評価の視点	得点率(評価)(a)	評価配点(b)	評価点(a×b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	100% (S)	30.8	30.8
2	公の施設の効用発揮	90.9% (S)	23.1	21.0
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	97.4% (S)	19.2	18.7
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	88.5% (A)	11.5	10.2
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	100% (S)	15.4	15.4
合計			100	96.1

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。

総合評価	S
------	---

【モニタリング内容の総括】

施設の管理運営が適正かつ効率的に行われており、事業も施設の趣旨に沿った内容を当該指定管理者のノウハウを活かしながら、利用者のニーズに沿って取り組みを改善するなど、確実に実施されている。
 新たにめぐる通信を発行し、活動内容をアピールするなど、積極的な広報に努めている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。